

川崎市体験型農園推進事業補助金交付要綱を廃止する要綱

川崎市体験型農園推進事業補助金交付要綱（平成23年8月31日決裁23川経農振第102号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に補助金の交付を受けた者に係る廃止前の要綱第10条から第14条までの規定の適用については、なお従前の例による。